昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二七五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二〇一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七九六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二一九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七四二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七二

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二三六
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二四七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和二十年四月二日以後に生まれた者	一・二七二

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二号中「、平成二十二年度及び平成二十三年度」を「から平成二十四年度まで」に改め、同号の表に次のように加える。

平成二十二年度	○・○○○
平成二十三年度	○・○○○

別表に次のように加える。

平成二十二年度	○・○○○

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十四年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十四年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十四年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（平成十六年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十四年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦